

第 172 回 大阪府内水面漁場管理委員会 次第

1 日 時 令和 6 年 3 月 14 日（木曜日）

午後 3 時 00 分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23 階

内水面漁場管理委員会室

3 議 題

（1）令和 6 年度あゆ増殖計画

（2）コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会
指示

第172回内水面委員会資料1

令和 6年度 あゆ漁業権漁場の目標増殖量(案)

大阪府内水面漁場管理委員会

漁業権 免許番号	河川名	漁業権者名	漁業権魚種	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度目標増殖量(案)		
				重 量		重 量		重 量		重 量		
内 共 第101号	大路次川 山辺川	能勢町漁協	あゆ	目標	30 kg	目標	30 kg	目標	30 kg	目標		70 kg
				実績	100 kg	実績	80 kg	実績	80 kg			
内 共 第102号	余野川	東能勢漁協	あゆ	目標	40 kg	目標	40 kg	目標	40 kg	目標		50 kg
				実績	0 kg	実績	0 kg	実績	40 kg			
		止々呂美漁協	あゆ	目標	60 kg	目標	60 kg	目標	60 kg	目標		60 kg
				実績	0 kg	実績	60 kg	実績	60 kg			
内 共 第103号	安威川	安威川上流漁協	あゆ	目標	60 kg	目標	60 kg	目標	60 kg	目標		100 kg
				実績	15 kg	実績	46.8 kg	実績	70 kg			
内 共 第104号	芥 川	芥 川 漁 協	あゆ	目標	130 kg	目標	130 kg	目標	130 kg	目標		110 kg
				実績	0 kg	実績	0 kg	実績	0 kg			
合 計				目標	320 kg	目標	320 kg	目標	320 kg	目標		390 kg
				実績	115 kg	実績	187 kg	実績	250 kg			

大阪府内水面漁場管理委員会議案

コイヘルペスウイルス病まん延防止のための
委員会指示について

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項
の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止について、
大阪府内水面漁場管理委員会指示の発動に関し、審議を求める。

令和 6 年 3 月 14 日

(参考)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

施行日: 令和二年十二月一日(平成三十年法律第九十五号による改正)

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第二百二十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権(第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。)又は入漁権(同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。)の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2~12 略

(内水面漁場管理委員会)

第一百七十一条

1~3 略

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)

施行日: 平成二十八年四月一日(平成二十六年法律第六十九号による改正)

(定義)

第二条 略

2 この法律において「特定疾病」とは、国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している養殖水産動植物の伝染性疾病であつて、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがあるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

3 略

持続的養殖生産確保法施行規則(平成十一年農林水産省令第三十一号)

施行日: 令和二年十二月二十一日(令和二年農林水産省令第八十三号による改正)

(特定疾病)

第一条 持続的養殖生産確保法(以下「法」という。)第二条第二項の特定疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。

こい コイ春ウイルス血症、コイヘルペスウイルス病、レッドマウス病

(特定疾病についての届出義務)

第七条の二 養殖業を行う者又はこれに従事する者は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該養殖水産動植物の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出をした者に対し、当該養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査を受けるべき旨を命ずることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある疾病が特定疾病であると認めるときその他特定疾病が発生したと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。

(養殖水産動植物の移動制限等)

第八条 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要な限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。

一 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止すること。

二 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の焼却、埋却その他特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法による処分を命ずること。

三 特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物(都道府県知事が指定する区域内に所在するものに限る。)を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止すること。

四 特定疾病の病原体が付着し、又は付着しているおそれのある漁網、いけすその他農林水産省令で定める物品を所有し、又は管理する者に対し、その消毒を命ずること。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令につき、農林水産省令で定める手続に従い、その実施状況及び実施の結果を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。

3 第一項の規定による命令については、審査請求をすることができない。

コイヘルペスウイルス病

Koi herpesvirus disease : KHVD

コイのみに感染して大量斃死を引き起こすウイルス病です。我が国でも平成15年に発生しました。その後全国へ広がり、養殖や天然のコイに大きな被害を与えました。

病原体

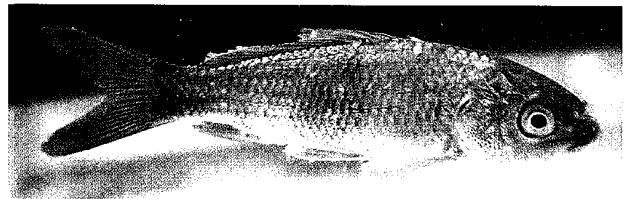
ウイルスのCyprinid herpesvirus 3 (=koi herpesvirus : KHV)



コイヘルペスウイルス病で死亡したニシキゴイ。
(写真提供: Dr. R. P. Hedrick・Dr. A. Eldar, American Fisheries Society)

感受性種

コイ(マゴイおよびニシキゴイ) および、コイとキンギョ、ヨーロッパナ、ソウギョとの交雑種。



KHV実験感染10日後のマゴイ。粘液の過剰分泌がみられる。
(写真提供: 国立研究開発法人水産総合研究センター増養殖研究所)

病気の特徴

- 体表の退色や赤色化、体表粘膜の剥離、鰓の退色、眼球陥没、体表鱗基部の出血、鱗の部分欠損、びらん、鰓組織の壊死などの臨床症状を呈します。
- 水温が16~28℃で発生し、特に23℃で死亡率が高く、70~100%に達します。一方、水温が29℃以上や13℃以下では死亡しません。

発生状況

国内: 平成15年に初めて発生し、天然水域や養殖場で発生が確認されましたが、養殖場などではまん延防止措置が図られています。

海外: ヨーロッパ各国、韓国、中国、インドネシア、台湾、タイ、マレーシア、シンガポール、南アフリカ、カナダ、米国。

コイヘルペスウイルス病の検査実績

単位：件

年 (1月～12月)	大阪府					全国
	池、水槽	浄水場	河川	検査数計	うち陽性	陽性
H16年	15	6	69	90	24	910
H17年	36	3	12	51	9	310
H18年	9	6	12	27	0	182
H19年	6	0	3	9	3	133
H20年	0	0	3	3	0	101
H21年	15	0	0	15	6	75
H22年	3	3	0	6	0	43
H23年	0	3	3	6	0	32
H24年	3	1	3	7	0	70
H25年	2	0	0	2	1	26
H26年	1	0	2	3	0	37
H27年	0	0	0	0	0	17
H28年	0	0	0	0	0	21
H29年	4	0	0	4	2	31
H30年	1	0	1	2	1	42
R1年	2	0	0	2	1	27
R2年	1	0	0	1	0	15
R3年	0	1	0	1	0	2
R4年	0	1	0	1	0	13
R5年	1	0	0	1	0	14

15水管第2654号
平成15年11月28日

都道府県水産主務課長
都道府県内水面漁場管理委員会会長 あて
関係海区漁業調整委員会会長

水産庁資源管理部沿岸沖合課長

こいの放流及びコイヘルペスウイルス確認水域からの持ち出し等について

このことについて、平成15年11月11日付で消費・安全局魚類安全室、水産庁栽培養殖課との連名により、こいの種苗放流等の調査を依頼し、あわせてこいの放流を当分の間差し控えるよう指導方お願いしたところであるが、その後もコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生事例が報告されており、その拡大が懸念されているところである。

KHVまん延防止対策については、農林水産省主催の「コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会」において検討がなされており、すでにお伝えしたとおり、先般開催された検討会において「こいの取扱いに関して留意すべき事項」等が示されたところである。

各都道府県では、これら検討結果を踏まえ、必要な対応を検討されていると思慮するところであるが、このうち、天然水域におけるこいの放流・移植の安全確認及び汚染水域からの持ち出し（区画漁業権漁場からのものを除く。）の防止対策については、関係者等への周知徹底を図るため、下記の点に留意しつつ、関係機関等との連携の下、河川湖沼等の現況に応じて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づく委員会指示を含め特段の対応について検討願いたい。

また、講じた措置の内容につき、随時報告願いたい。

記

1 放流について

こいの放流・移植に当たっては、都道府県水産試験場等の公的試験研究機関による安全の確認を得た上で行う必要がある。

2 こいの持ち出しについて

KHVが確認された水域においては、KHVが他の水域にまん延しないと判断しうる場合を除き、当該水域からのこいの持ち出しを制限する必要がある。

3 1の安全確認を得るまでの当分の間、こいを放流しないことについては、漁業法第128条第1項に定められている「免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っている」ことには該当しないものとする。

4 なお、委員会指示を発する場合は、実効性を勘案し、随時的局地的に行うことが望ましいと考える。